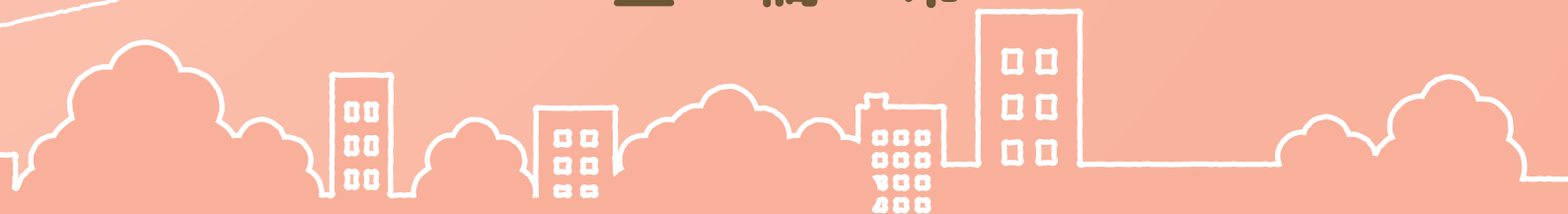


第3期豊橋市地域福祉計画

(平成28年度～32年度)



平成28年3月
豊橋市



はじめに

本市では、平成17年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23年3月に「第2期豊橋市地域福祉計画」を策定し、基本理念である「子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



近年、少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルの多様化などを背景に、地域住民のつながりの希薄化が進み、家庭や地域における相互扶助の機能が低下しています。加えて、東日本大震災をはじめ各地で発生する自然災害により地域での支え合い活動の重要性が再認識されるなど、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきています。このような状況のもと、本市の地域福祉を一層推進するため、新たに平成28年度から32年度を計画期間とする「第3期豊橋市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの基本理念を継承し、「思いやりを持ってともに支え合う地域づくり」「安全・安心に暮らせる地域づくり」「地域福祉を支える活動基盤づくり」「必要な支援を受けられる環境づくり」の4つの基本目標を掲げ、取組みを進めてまいります。

地域福祉の推進は、行政だけでできるものではなく、市民や関係者の皆様との連携・協働による取組みの実施が求められてまいります。今後とも皆様の格別のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました豊橋市社会福祉審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました多くの市民や関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

平成28年3月

豊橋市長 佐原 光 一

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉とは	1
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	5
第2章	地域福祉を取り巻く状況	
1	国の動向	6
2	人口等の状況	7
3	地域の活動状況	12
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	14
2	基本目標	14
3	計画の体系	15
第4章	施策の展開	
基本目標1	思いやりを持ってともに支え合う地域づくり	16
基本目標2	安全・安心に暮らせる地域づくり	20
基本目標3	地域福祉を支える活動基盤づくり	24
基本目標4	必要な支援を受けられる環境づくり	28
第5章	計画の推進にあたって	
1	計画の推進体制	34
2	計画内容の広報・啓発	35
3	計画の進行管理	35
資料編		
1	計画策定の体制	37
2	策定経過	38
3	豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱	39
4	用語の説明	42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域住民のつながりの希薄化が進み、家庭や地域における相互扶助機能が低下しています。

こうした中、子どもから高齢者まで全ての人が、住み慣れた地域で安心して暮らすために地域福祉の推進が求められています。

本市では、平成17年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23年3月に「第2期豊橋市地域福祉計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してきました。

第2期計画の策定以降も、国による福祉制度の変更、少子高齢化のさらなる進行、情報化の進展、東日本大震災をはじめとした各地で発生する自然災害による地域の絆やコミュニティ機能の必要性の再認識など、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、第2期計画策定以降の社会情勢の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状などを踏まえ、「第3期豊橋市地域福祉計画」を策定したものです。

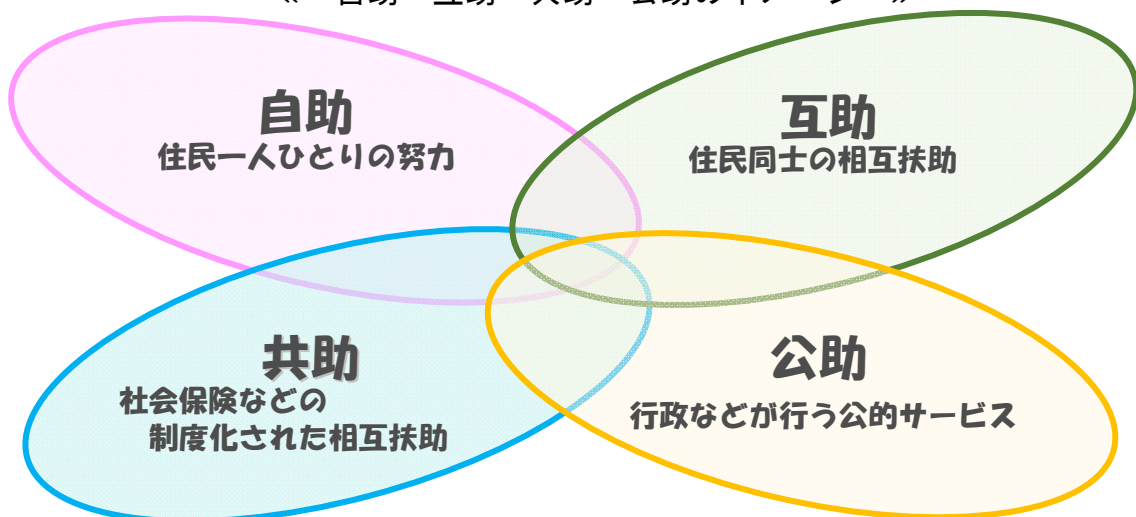
2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、行政や福祉事業者が提供するサービスだけでなく、地域で暮らす住民相互の支え合い、助け合いにより、地域の福祉課題に取り組んでいくことです。

地域福祉の推進のためには、住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(互助)、社会保険などの制度化された相互扶助(共助)、行政などが行う公的サービス(公助)の連携が必要となります。

《 自助・互助・共助・公助のイメージ 》



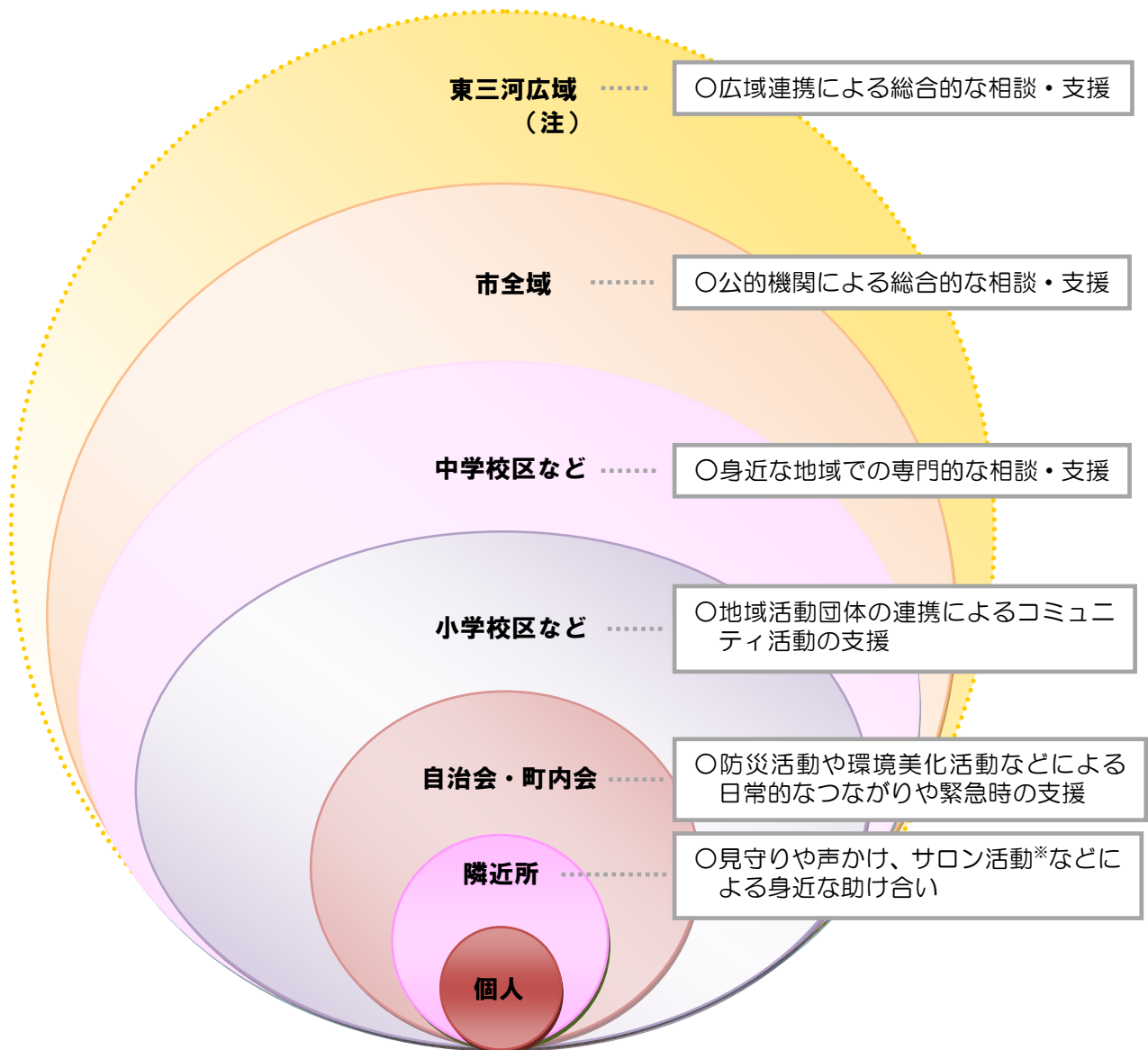
(2) 「地域」のとりえ方

「地域」とは何かを考えると、日常における「近所付き合い」としてのとりえ方や、地域の組織的な活動単位としての「地区コミュニティ^{*}」など、様々なとりえ方があります。

また、年齢を重ねるに連れて身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても、「地域」のとりえ方は変わってきます。

本計画における「地域」については、様々な活動に応じて重層的に考えるものとしします。

◀ 「地域」のとりえ方のイメージ ▶



(注) 東三河 8 市町村は、様々な広域課題に対して一体となって取り組むことを目的に、平成 27 年 1 月 30 日に東三河広域連合を設立しました。介護保険事業については、その安定的な運営のための保険者統合(平成 30 年度)に向けて準備を進めています。

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法^{*}第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民などは、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり取り組む施策を体系的にまとめたものです。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 他の計画との関係

ア 第5次豊橋市総合計画との関係

本計画は、「第5次豊橋市総合計画」を上位計画として、本市の目指すまちの姿「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」を実現するためのまちづくり大綱「健やかに暮らせるまちづくり」に向け、地域福祉拠点機能の充実、地域福祉の担い手づくり、社会福祉団体等への支援などの取組みを推進するものです。

イ 各分野個別計画との関係

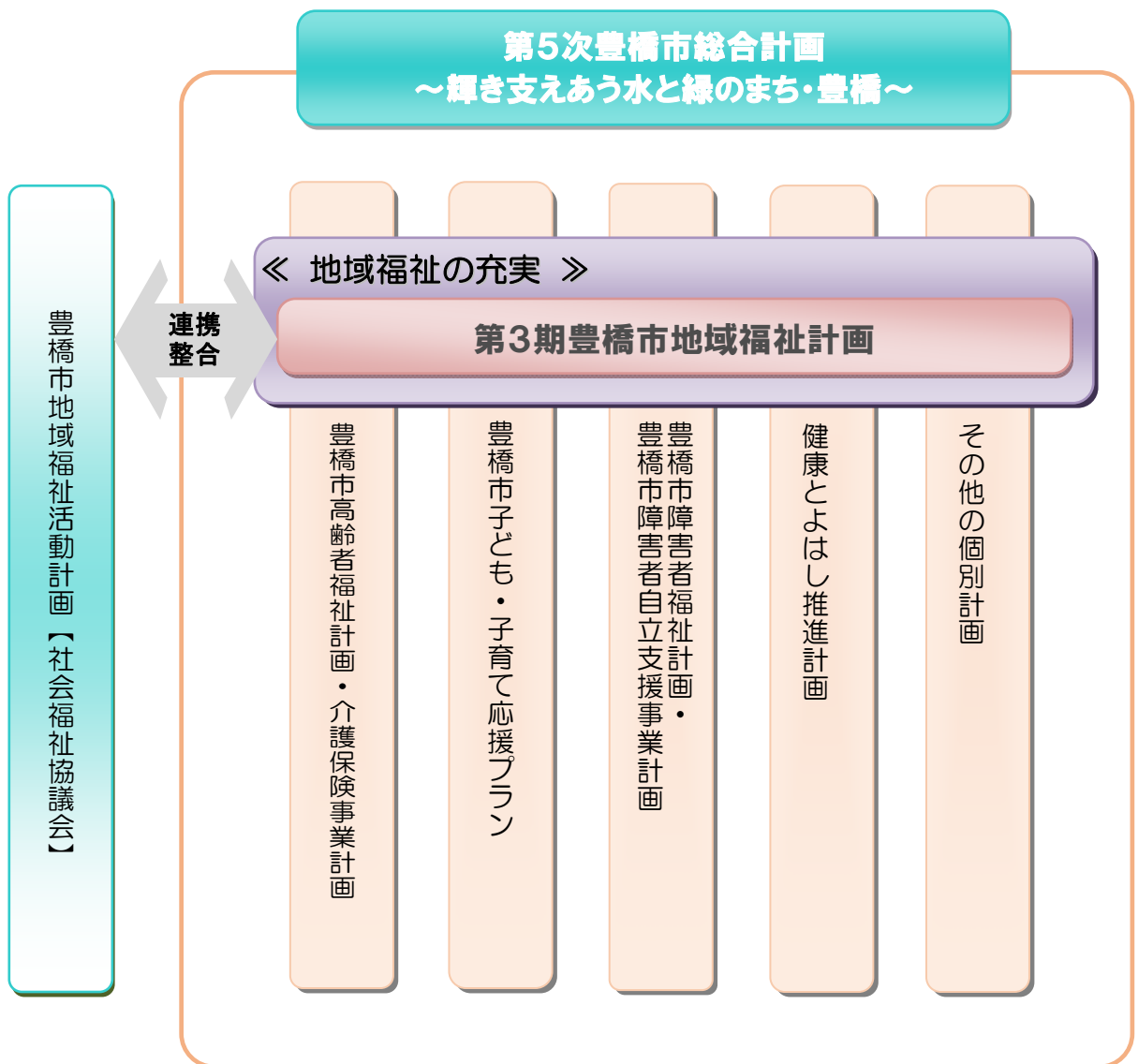
本計画は、高齢者、子ども（子育て支援）、障害者などの福祉各分野の個別計画をはじめ、様々な行政分野にわたる計画の施策について、地域福祉を推進する観点から横断的、総合的に推進するものです。

ウ 豊橋市地域福祉活動計画（豊橋市社会福祉協議会※）との関係

「豊橋市地域福祉活動計画」は、豊橋市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が策定した、地域住民と社会福祉に関する活動を行う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、行政などが協力し、福祉のまちづくりを進めるための民間の活動及び行動の計画です。

本計画と相互に連携を図りながら、それぞれの取組みを行う中で、一体的に地域福祉を推進するものです。

◀ 他の計画との関係 ▶



4 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

◀ 計画の期間 ▶

年度	H23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第5次総合計画	基本構想 (平成23年度～32年度)									
	前期基本計画 (平成23年度～27年度)					後期基本計画 (平成28年度～32年度)				
地域福祉計画	第2期計画 (平成23年度～27年度)					第3期計画 (平成28年度～32年度)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)					地域福祉活動計画 (平成27年度～31年度)					

1 国の動向

国では、様々な法の制定や制度の創設を行い、高齢者、子ども、障害者など支援を必要とする人に対する支援の強化を進めています。

地域福祉計画に関わる国の動向

① 高齢者への支援

平成37年度を目途に、高齢者の方が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つの要素が一体的に提供される「地域包括ケアシステム^{*}」の構築を目指しています。

② 子ども・子育てへの支援

平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」を開始し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」など子育てをめぐる課題の解決を目指しています。

③ 障害者への支援

平成25年度に障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」を施行しました。さらに平成28年度には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、「障害者差別解消法」が施行されます。

④ 生活困窮者^{*}への支援

平成27年度に「生活困窮者自立支援法」を施行し、経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方など、生活保護に至る前の生活困窮者を対象に、困窮状態からの早期自立を迅速かつ包括的に支援する「生活困窮者自立支援制度」を開始しました。

⑤ 要配慮者への支援

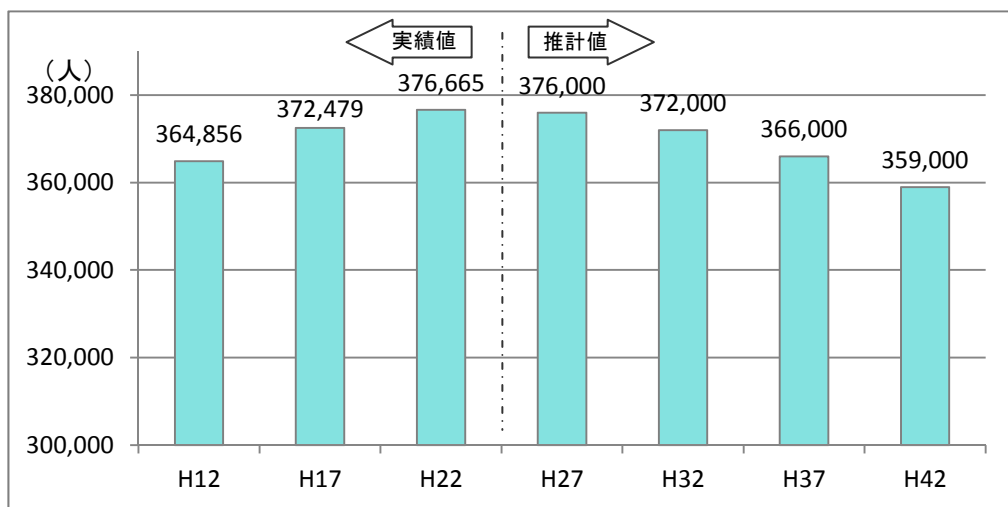
平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者^{*}名簿）の作成を義務付けることなどを規定しました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順などを盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定・公表しました。

2 人口等の状況

(1) 人口の状況

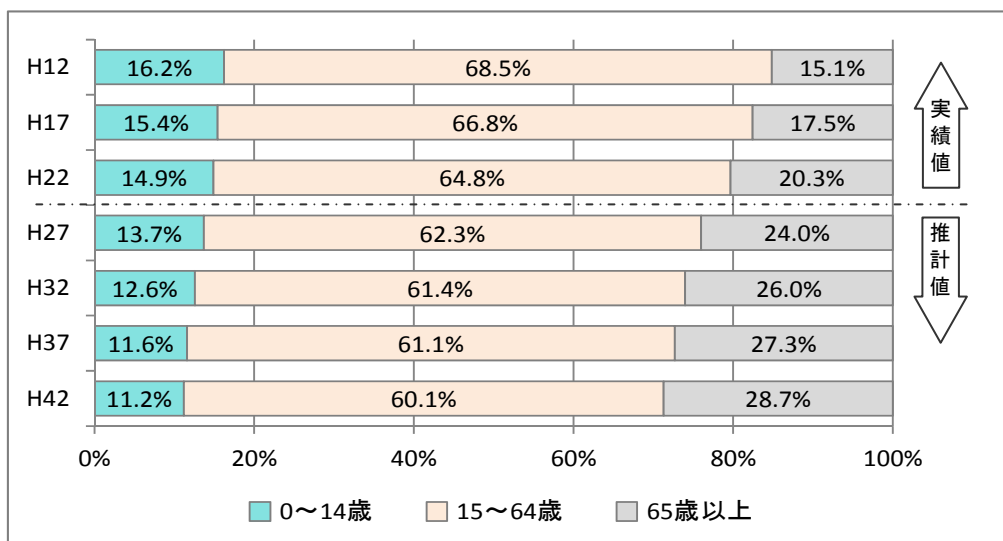
人口はゆるやかな増加傾向が続いてきたものの、現在は減少傾向にあります。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。平成42年には、年少人口が約11%まで減少するのに対し、老年人口が約29%まで増加すると推計されています。

■人口の推移と推計



資料：国勢調査（推計値は「豊橋市人口ビジョン」中の低位推移値）

■年齢3区分別人口割合の推移と推計

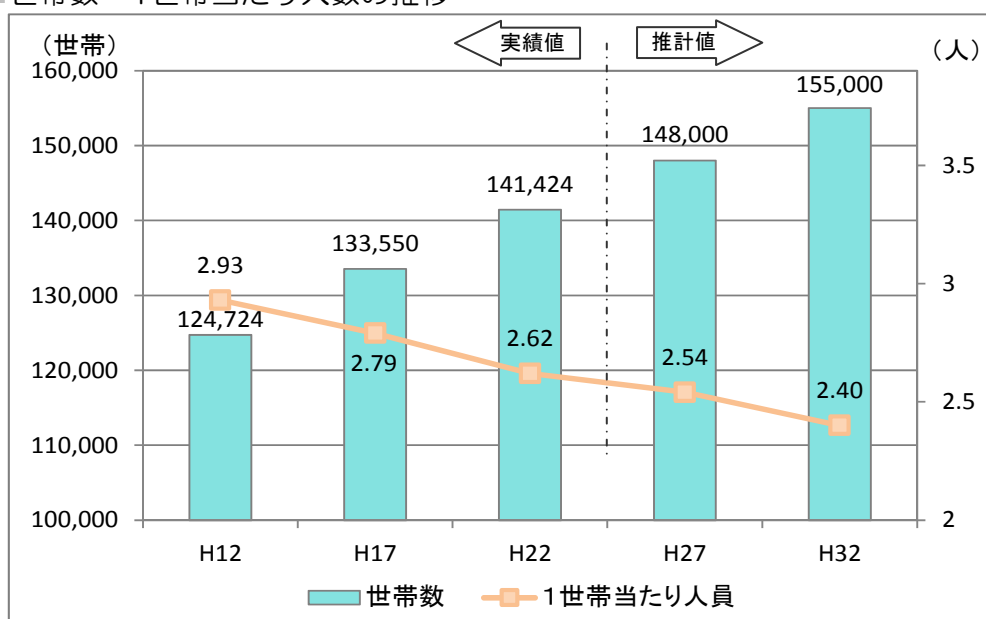


資料：国勢調査（推計値は「豊橋市人口ビジョン」中の低位推移値）

(2) 世帯の状況

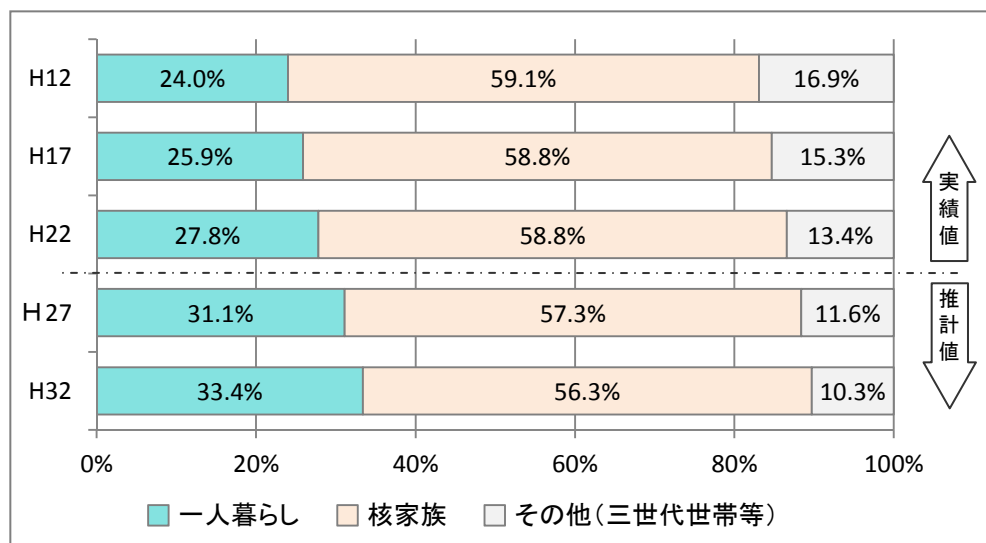
世帯数は継続して増加していますが、世帯人員は減少傾向で推移しています。また、一人暮らし世帯が増加しており、平成32年には一人暮らし世帯と核家族世帯を合わせた世帯数は全体の約90%まで増加すると推計されています。

■ 世帯数・1世帯当たり人数の推移



資料：国勢調査、ただし H27・H32 は第5次総合計画後期基本計画

■ 世帯構成別割合

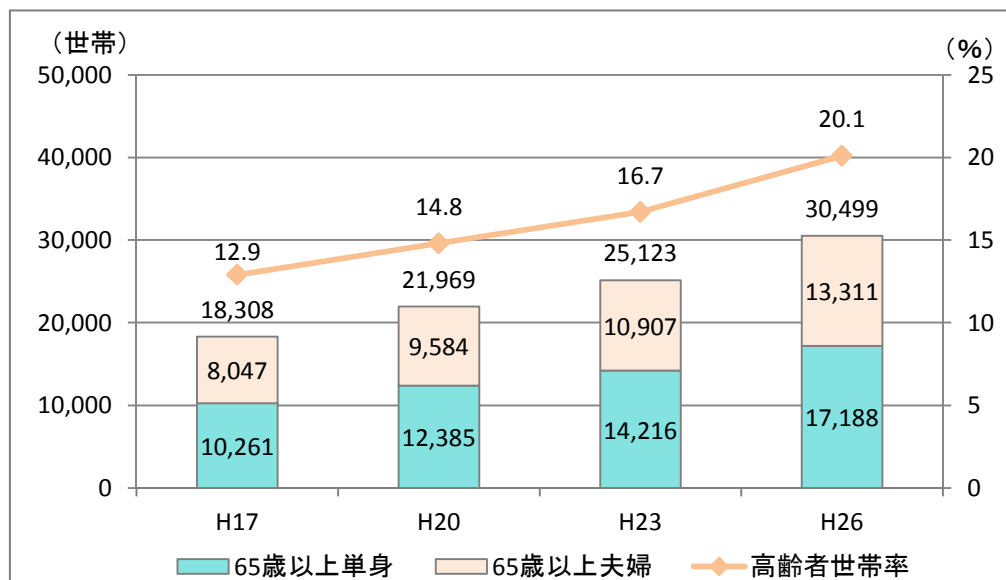


資料：国勢調査、ただし H27・H32 は第5次総合計画後期基本計画策定基礎調査

(3) 高齢者の状況

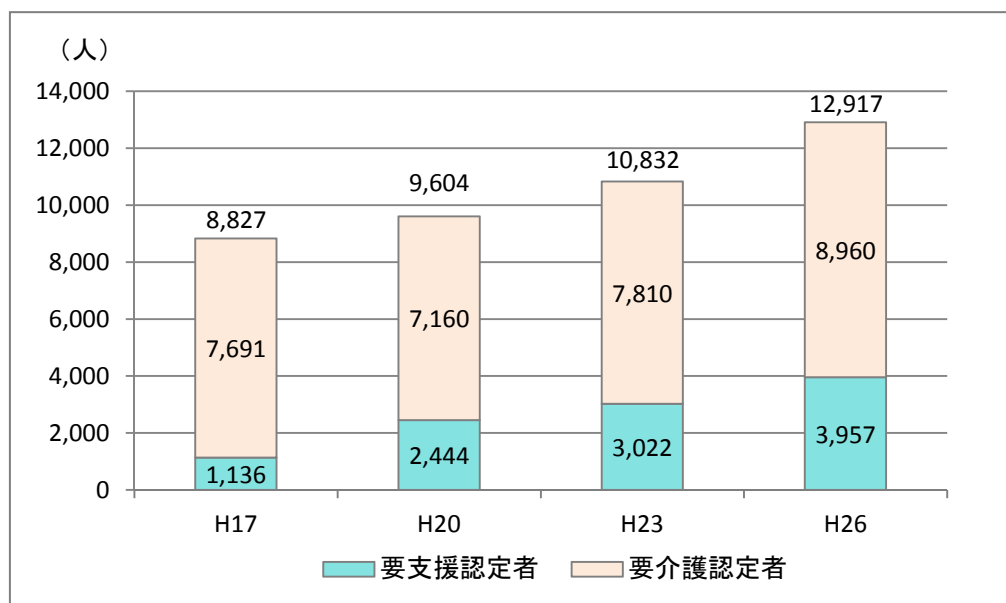
高齢者世帯数は増加傾向にあり、平成26年度では全世帯の約20%を占めています。また、要介護・要支援認定者*数も増加しており、今後もこの傾向は続くものと推測されます。

■ 高齢者世帯の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 要介護・要支援認定者の推移

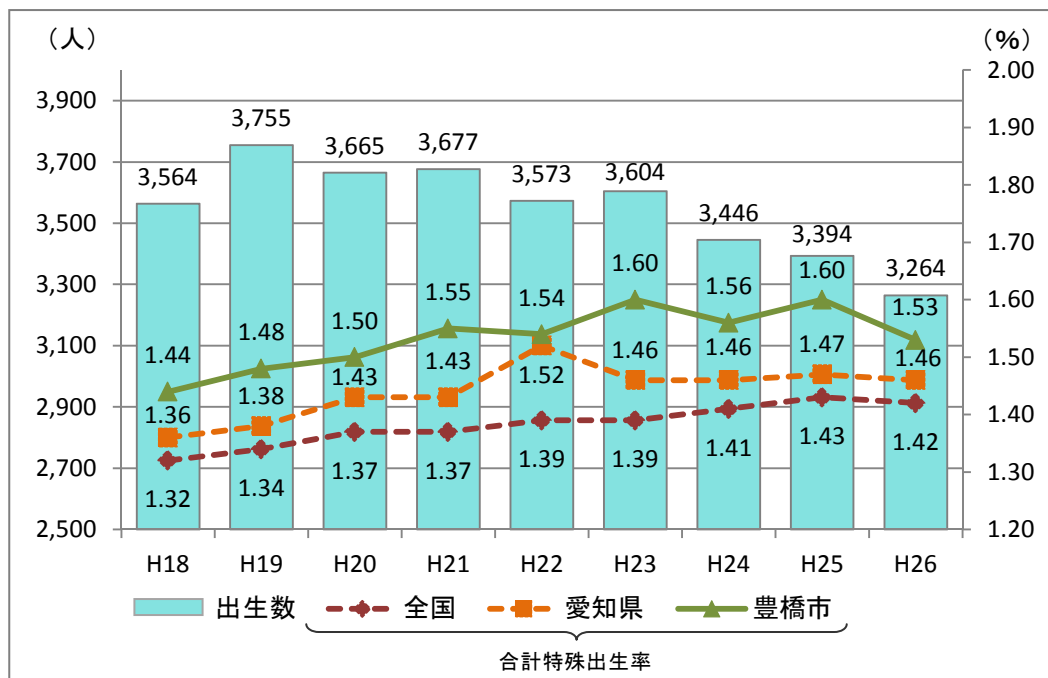


資料：長寿介護課（各年10月1日現在）

(4) 子どもの状況

出生数は、年々減少傾向にあります。合計特殊出生率※は、全国、愛知県と比べ高い値で推移していますが、長期的に人口を維持できる水準とされる 2.07 前後を大きく下回っており、人口減少、少子化が進んでいることを示しています。

■ 出生数・合計特殊出生率の推移



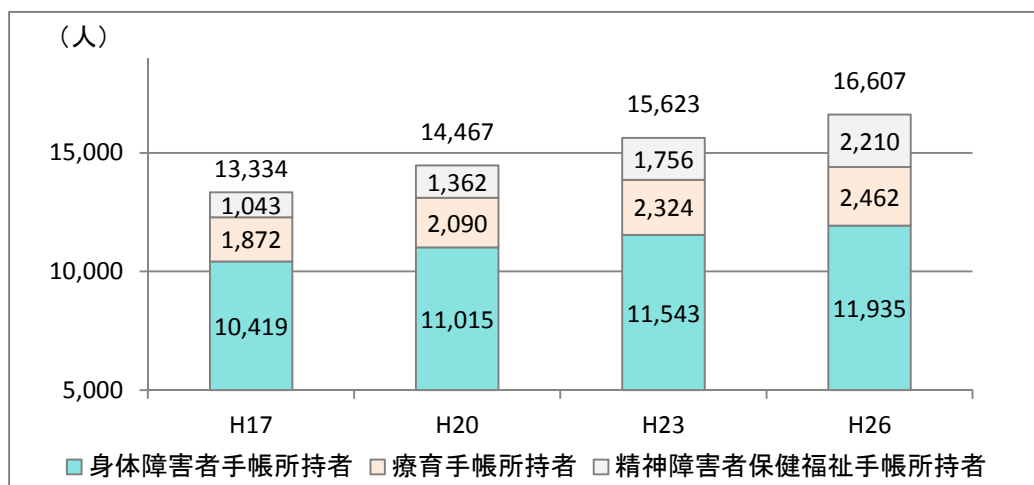
※合計特殊出生率に外国人は含みません。

資料：健康政策課（合計特殊出生率・各年）、住民基本台帳（出生数・各年度）

(5) 障害者の状況

手帳所持者数の推移を見ると、それぞれの障害においていずれも増加しています。特に、精神障害のある人の増加率は他に比べて高くなっています。また、身体障害は高齢化と相関関係にあることもあり、今後も障害者の数は増加していくものと推測されます。

■ 手帳所持者数の推移

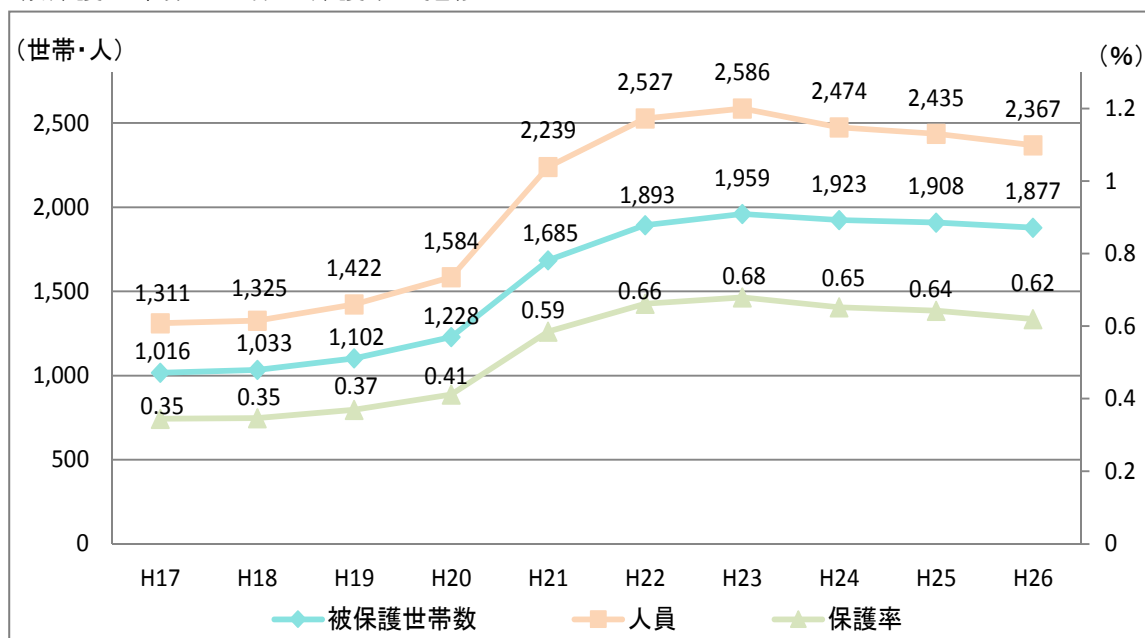


資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(6) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯は平成 20 年度以降、雇用・経済状況の悪化に伴い急激に増加しました。平成 24 年度以降は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあります。

■ 被保護世帯数・人数・保護率の推移



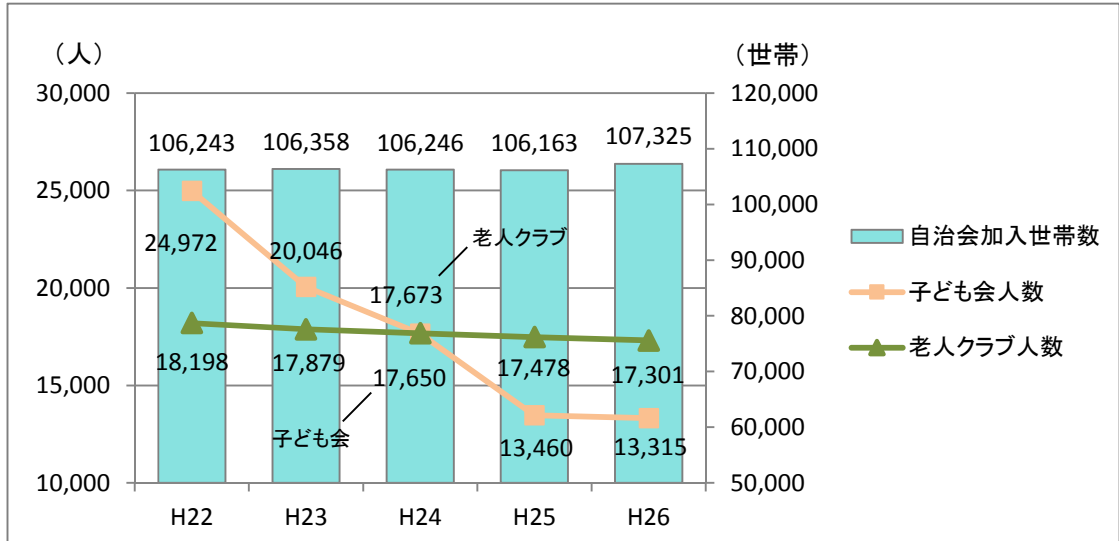
資料：生活福祉課(各年度末現在)

3 地域の活動状況

(1) 地域団体の状況

自治会加入世帯数はほぼ横ばいで推移しています。一方で子ども会、老人クラブの人数は年々減少傾向にあります。

■自治会・子ども会・老人クラブの推移

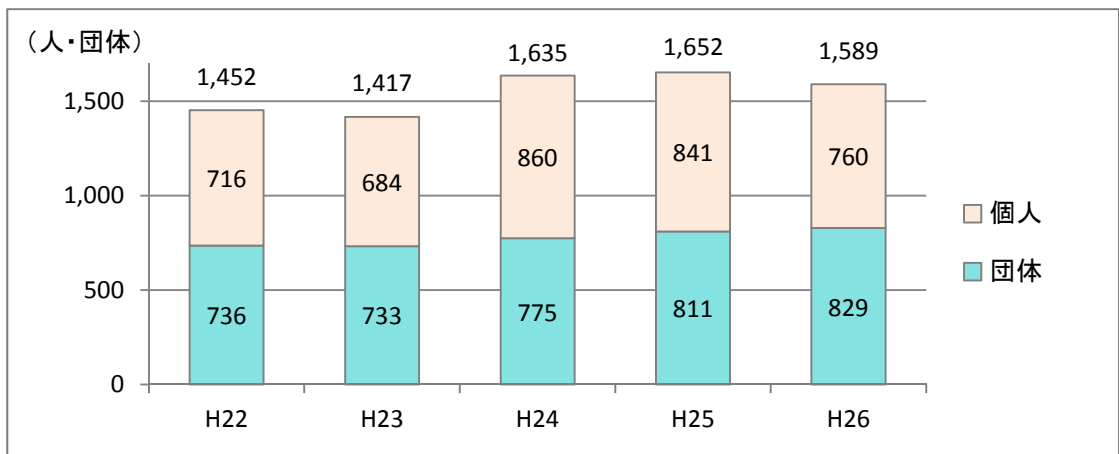


資料：市民協働推進課（自治会）、生涯学習課（子ども会）、長寿介護課（老人クラブ）
（各年度末現在）

(2) ボランティアの登録状況

ボランティアの数は、団体、個人ともにほぼ横ばいで推移しています。

■ボランティア数の推移



資料：社会福祉協議会・豊橋善意銀行・市民活動プラザ（年度計）



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念は、本市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第1期・第2期計画で掲げた基本理念を継承し、本計画の基本理念を次のように定めます。

**子どもから高齢者まで、
全ての人が健康的で生きがいを持ち、
安心して暮らせる地域社会の実現**

第1期・第2期計画に基づき、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してきましたが、地域福祉を取り巻く環境は第2期計画の策定以降も大きく変化し、新たな生活課題が生じるとともに、福祉ニーズも多様化、複雑化しています。

このような中、今回策定する第3期計画では、第2期計画の取組みの成果と課題を踏まえ、地域福祉をより効果的に推進していくため、自助・互助・共助・公助の4つの視点で、すべての人が地域福祉の担い手として、お互いに支え合い、助け合うことで安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 基本目標

本計画の基本理念の達成に向けて、地域福祉を取り巻く状況を踏まえ4つの基本目標を定めました。

基本目標 1

<思いやりを持ってともに支え合う地域づくり>

誰もが地域福祉の担い手として、地域全体が一体となって、思いやりを持ってともに支え合う地域づくりを推進します。

基本目標 2

<安全・安心に暮らせる地域づくり>

子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

基本目標 3

<地域福祉を支える活動基盤づくり>

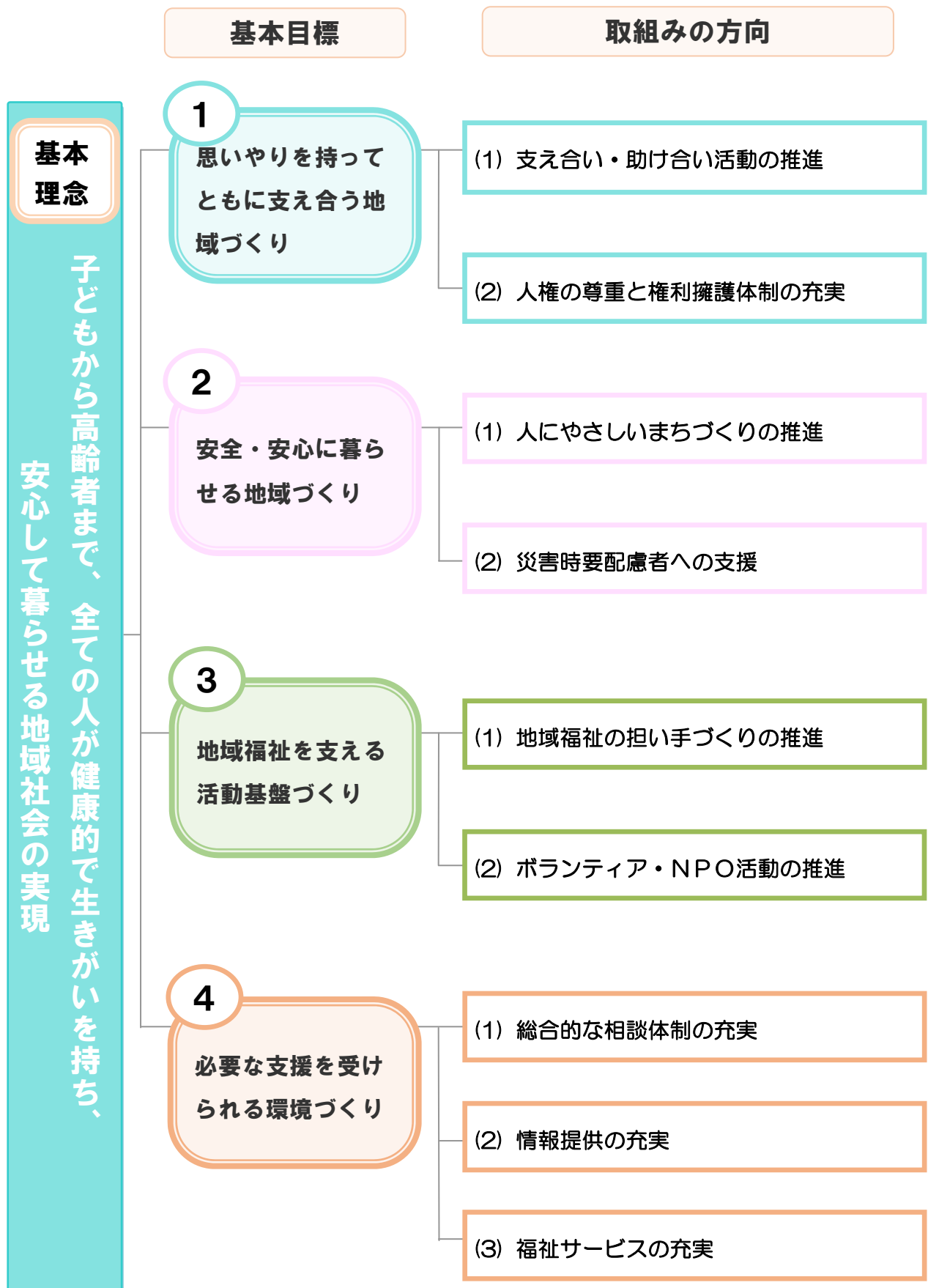
将来にわたり継続的に地域福祉活動が実施されるよう、地域福祉の担い手づくりなど、地域福祉を支える活動基盤づくりを推進します。

基本目標 4

<必要な支援を受けられる環境づくり>

誰もが身近な地域で安心して福祉サービスを利用できるよう、行政、関係団体が連携するなど必要な支援を受けられる環境づくりを推進します。

3 計画の体系



基本目標1

思いやりを持ってともに支え合う地域づくり

取組みの方向（1）支え合い・助け合い活動の推進

住民相互の支え合い、助け合いにより、地域の福祉課題に取り組むことができるよう、高齢者、子ども、障害者を含めた様々な人の交流の場を創出し、地域の絆を強めるとともに、地域活動に対する支援を行います。

数値目標

評価内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
「まちの居場所」・「まちの支え合い」活動数（累計）	31 か所	100 か所
高齢者等見守りネットワーク※協力事業所数（累計）	144 事業所	250 事業所

【 市民の取組み 】

- 日頃からあいさつや声かけに努め、地域におけるふれあいを積極的に実践しましょう。
- 地域で行われる祭りやスポーツ大会、清掃活動などに参加し、地域との関わりを深めましょう。
- 地域でのボランティア活動への参加を呼びかけ、高齢者や障害者とふれあうことにより、思いやりの気持ちを醸成しましょう。

【 地域の取組み 】

- 地域活動の取組みを住民に発信し、積極的な参加を促しましょう。
- 地域住民の活動拠点施設である集会所などの利用を促し、高齢者や子育て中の人、障害者など誰でも気軽に集まれる場をつくりましょう。
- 地域行事など住民同士が交流できる機会をつくり、自分が住んでいる地域に愛着を持てるように働きかけましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性① 支え合い・助け合いの交流活動の促進

地域住民の交流を図ることにより、身近な地域での支え合い・助け合いをはぐくむ土壌をつくります。

※対象地域は第1章の「地域」のとらえ方の区分に基づく

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
地域での支え合い活動の支援	地域住民による、「まちの居場所」づくり活動や「まちの支え合い」づくり活動など、地域一体となった支え合いの基盤づくりを支援します。	長寿介護課	隣近所
地域での子育て活動の促進	地域のボランティア講師などを活用して、子どもたちを対象にした各種講座を開催します。	生涯学習課	小学校区
地域活動への参加促進	住みよい暮らしづくり計画の作成・実施への庁内サポート体制の充実、地域づくり活動交付金の交付により、地域活動への参画を促すとともに、市民及び行政の協働を推進します。	市民協働推進課	小学校区
民生委員・児童委員 ※活動の支援	相談に対する助言、各種研修会の開催など、活動の充実に向けた支援を行います。	生活福祉課	市全域

施策の方向性② 見守り活動の促進

高齢者・子育て中の人など支援を必要とする人が安心して生活できるよう、地域における見守り体制を強化します。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
高齢者の見守り活動の促進	地域や事業者と連携して、高齢者の日常的な見守りを実施します。	長寿介護課 社会福祉協議会	市全域
徘徊・見守りSOSネットワークの充実	協力事業者と連携して、認知症高齢者などの徘徊による事故を未然に防ぐためのネットワークの充実を図ります。	長寿介護課	市全域
高齢者への支援体制の充実	地域包括支援センター※などにおいて、多職種連携による高齢者に対する支援の充実と地域で支え合うためのネットワークづくりを推進するため、地域ケア会議を開催します。	長寿介護課	中学校区
乳児家庭への全戸訪問	赤ちゃんが生まれた家庭を地域の民生委員・児童委員と主任児童委員が訪問し、子育ての相談に応じることにより、子育ての悩みを抱える保護者を適切な行政の支援につなげます。	こども家庭課	市全域

取組みの方向（２） 人権の尊重と権利擁護体制の充実

高齢者、子ども、障害者に対するあらゆる権利侵害、虐待、配偶者への暴力などを防ぎ、早期に発見できるよう、人権意識の浸透に努めます。また、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの権利が守られ、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護について周知を図り、成年後見制度*などの利用促進に努めます。

数値目標

評価内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
認知症サポーター*数（年間）	4,525 人	5,000 人
成年後見支援センター*の相談受付件数（年間）	363 件	500 件

【 市民の取組み 】

- 人権に関する講座に積極的に参加しましょう。
- 認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。
- 日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護に関する理解を深めましょう。
- 虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、市役所などの関係機関に速やかに通報しましょう。

【 地域の取組み 】

- 地域で研修会を開催するなど人権に対する理解を深めましょう。
- 虐待の可能性があるなど、措置が必要な人を早期に発見し、支援につなげていくよう努めましょう。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴い支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげていくよう努めましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性① 人権啓発の推進

様々な世代に向けた講座の開催など、人権意識を高める活動を行い、すべての人の権利が守られる地域づくりに取り組みます。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
認知症高齢者に対する理解の促進	認知症サポーターを養成し、認知症高齢者に対する理解を促進します。	長寿介護課	市全域
障害者に対する理解の促進	障害者差別解消法に関するパンフレットの作成及び職員向け研修会を実施し、制度の啓発を図ります。	障害福祉課	市全域
人権に対する理解の促進	人権擁護委員による人権相談を広報・周知し、相談利用を促進するとともに、保育園、小中学校などで訪問授業や出前講座*を行います。	福祉政策課	小学校区 中学校区
DV*理解・防止の促進	DVに関する正しい理解と認識を図るため、パンフレットなどを活用した広報・啓発を促進します。	市民協働推進課	市全域

施策の方向性② 権利擁護の推進

権利擁護に関する支援を行い、虐待の未然防止や早期発見、成年後見制度の利用促進などの円滑な対応に取り組みます。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
成年後見制度の普及と利用支援	制度の周知を図るとともに、判断能力が不十分な人に対して、相談や市長申立ての費用助成などの支援を行います。 また、地域住民自らが、制度を支える担い手になるよう、市民後見人*の養成を推進します。	福祉政策課 長寿介護課 障害福祉課 社会福祉協議会	市全域
日常生活における自立支援の推進	判断能力が不十分な人が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理などの支援を行います。	社会福祉協議会	市全域
高齢者・子ども・障害者の虐待防止ネットワークの強化	高齢者、子ども及び障害者への虐待を防ぎ、早期に発見できるよう、関係機関の連携による対応を図ります。	長寿介護課 こども家庭課 障害福祉課	市全域

基本目標2

安全・安心に暮らせる地域づくり

取組みの方向（1） 人にやさしいまちづくりの推進

誰もが安心して安全に外出できるよう、道路・歩道をはじめとする公共施設や交通機関などのユニバーサルデザイン※化を進めるとともに、心のバリアフリー※意識の啓発を進め、誰もが気軽に利用できる環境の確保に努めます。

数値目標

評価内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
「赤ちゃんの駅※」登録施設数（累計）	100 か所	200 か所
「人にやさしいまちづくり」に関する出前講座参加者数（累計）	23,002 人	34,800 人

【 市民の取組み 】

- ユニバーサルデザインに対する理解を深めましょう。
- 点字ブロック上への駐輪など、通行の支障となることはやめましょう。
- 高齢者や障害者などの専用駐車場の利用ルールを守りましょう。
- お互いの立場を尊重し、常に相手の立場を考えながら行動しましょう。

【 地域の取組み 】

- 身近な場所で歩きづらいところ、危険に感じるところを把握・共有し、安全確保に努めましょう。
- 道路の清掃などにより、通行障害の解消を図りましょう。
- 施設を安全に使えるよう、介助が必要な人を手助けしましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性 暮らしやすい生活環境の充実

誰もが暮らしやすいまちづくりのため、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、公共施設・道路の整備や意識啓発を推進します。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
赤ちゃんにやさしいまちづくりの推進	親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換ができる施設・店舗の情報を提供するとともに、協力店舗などを募集します。	こども未来政策課	市全域
公共施設のバリアフリー化の推進	歩行者のための安全で快適な空間を提供するため、歩道の段差解消などを行います。	道路維持課	市全域
	誰もが使いやすい公園とするため、新たに整備する公園には、ユニバーサルデザインを採用します。また、既存の公園についても、改修の際には、バリアフリーを進めていきます。	公園緑地課	市全域
公共交通のバリアフリー化の推進	高齢者、障害者などの移動円滑化の推進や、公共交通の利用環境改善を図るため、駅、電停、車両のバリアフリーを進めます。	都市交通課	市全域
地域が主体となった移動手段の確保	公共交通空白地域において、自家用車が利用できない住民の日常の移動手段を確保するため、地域住民が主体となったコミュニティバス [※] を運行します。	都市交通課	市全域
市民・関係事業者の意識啓発	「人にやさしいまちづくり」の実現を目指し、市民と協働しながら、建築物の段差などの障壁を取り除くことやさらなる意識啓発及び人材育成に努めます。	建築指導課	市全域
	誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、ユニバーサルデザインに関する講座の開催など、思いやりの心を持った人材育成に取り組みます。	政策企画課 関係課	小学校区 中学校区

取組みの方向（２） 災害時要配慮者への支援

災害時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の構築を図ります。また、地域防災力の向上のため、自主防災組織の充実・強化を図るとともに、防災リーダーの養成を行い、地域における防災活動に対する支援を行います。

数値目標

評価内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
避難行動要支援者台帳登録者数（累計）	1,534 人	2,000 人
防災リーダー養成講座修了者数（累計）	510 人	850 人

【 市民の取組み 】

- 防災に対する意識を高め、災害時の備えをしておきましょう。
- 災害時の安全確保及び応急対策などの情報収集に努めましょう。
- 地域の防災活動へ積極的に参加しましょう。
- 災害時及び緊急時に正確な情報を入手できるよう、「豊橋ほっとメール[※]」に登録しましょう。

【 地域の取組み 】

- 要配慮者を把握するとともに、地域内で情報を共有しましょう。
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備しましょう。
- 地域の福祉施設や団体は、災害時の援助活動への支援に努めましょう。
- 災害時に備えて災害ボランティアの育成を進めるとともに、地域の防災会などとの連携強化を図りましょう。
- 要配慮者を含めた実践的な防災訓練を実施しましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性① 要配慮者支援の充実

災害時における対応を強化するため、要配慮者の把握をするとともに、災害に備えた体制を整備します。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
災害時の安心・安全の仕組みづくり	避難行動要支援者の台帳登録を進め、災害時の円滑な救援体制を整備します。	福祉政策課	隣近所
	避難行動要支援者が災害時に自宅で被災しないよう、家具転倒防止器具の設置を進めます。	長寿介護課 障害福祉課	市全域
	心身に不安のある高齢者宅に緊急通報装置を設置することにより、緊急時に迅速に対応できる体制を整備します。	長寿介護課	市全域
地域の見守りによる安全確保	日常的な地域での見回り活動を実施し、災害時の避難支援や安否確認などの円滑な実施体制を整備します。	長寿介護課 生活福祉課 こども家庭課 社会福祉協議会	小学校区

施策の方向性② 地域ぐるみの防災活動の推進

災害時の助け合いに対する市民の関心を高めるとともに、自主防災組織の活性化を図ります。また、災害時の支援体制を整備します。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
地域が主体となった防災まちづくりの推進	地域主体の自主防災活動や校区防災訓練に対する支援を行うとともに、活動の中心となるリーダーを養成することにより、地域防災力の向上を図ります。	防災危機管理課	市全域
	モデル校区を選定し、防災コミュニティマップの作成など、防災に関する取組みを学校と自治会が協働して実践することにより、地域の連携を深め、継続的な防災活動を推進します。		
災害ボランティアコーディネーターの養成	災害時に設置される災害ボランティアセンター※による救援体制の充実を図るため、災害ボランティアコーディネーターを養成します。	市民協働推進課 社会福祉協議会	市全域

基本目標3

地域福祉を支える活動基盤づくり

取組みの方向（1） 地域福祉の担い手づくりの推進

地域福祉の担い手の裾野を広げるため、定年後の世代や主婦など、地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材の地域活動や福祉活動への参加を促進します。

また、新たな担い手の育成のため、福祉教育の推進を図ります。

数値目標

評価内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
福祉ボランティア登録者数（累計）	26,312 人	28,000 人
市民活動プラザ*登録団体数（累計）	387 団体	460 団体

【 市民の取組み 】

- 地域福祉活動の人材育成のための講座などへ積極的に参加しましょう。
- 地域で行われているボランティア活動を体験してみましょう。

【 地域の取組み 】

- アクティブシニア*への呼びかけを行うなど、積極的な地域活動への参加を促しましょう。
- 住民の地域への関心を高め、地域活動への参加機会を提供しましょう。
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報共有に努めましょう。
- 地域活動を継続するため、担い手の育成に努めましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性 福祉人材の確保・育成

福祉への理解と関心を深め、地域福祉の担い手を発掘するとともに、多様なニーズに対応できるリーダーを育成します。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
アクティブシニア活動の促進	アクティブシニアへの情報提供と活動促進を通じ、地域活動の活性化を図ります。	長寿介護課	市全域
高齢者福祉に関する人材育成	地域における高齢者の健康づくり・介護予防を支援する人材を養成します。	長寿介護課	市全域
子育て支援に関する人材育成	ボランティアなどによる地域での活動を支援するため、子育てサポーター、読み聞かせボランティアなどを養成します。	こども未来館 図書館	市全域
福祉教育の推進	福祉教育用冊子の配布や福祉出前講座の開催などを通じ、学校を中心とした地域での福祉教育の推進を図ります。	福祉政策課	小学校区 中学校区
	福祉協力校・研究校の委嘱、講師の派遣や学習機材の貸出など、学校における福祉教育の推進を図ります。	社会福祉協議会	小学校区 中学校区
ボランティア養成講座の充実	市民がボランティアとしての知識、技術を学ぶため、各種ボランティア養成講座を実施します。	社会福祉協議会	市全域
地域課題への理解と参加のきっかけづくり	市民活動やボランティアに関心がない人も参加できるイベントを開催し、市民活動の裾野を広げるとともに、参加のきっかけの場とします。	市民協働推進課	市全域
民生委員・児童委員活動の支援【再掲】	相談に対する助言、各種研修会を開催するなど、活動の充実のための支援を行います。	生活福祉課	市全域



取組みの方向（２） ボランティア・NPO活動の推進

ボランティア活動への参加を促進するため、必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動などの情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供に努めます。

また、活動に関わるグループ・団体に対して、必要な情報提供や助言、コーディネートを行うなど、ボランティア・NPO*活動の推進を図ります。

数値目標

評価内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
ボランティア活動人数(年間)	49,528人	55,000人
総合福祉センター*・地域福祉センター*利用者数 (年間)	317,186人	340,000人

【市民の取組み】

- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修などに参加しましょう。
- 自分の知識や経験、自由な時間を地域のために活用しましょう。

【地域の取組み】

- 若者やアクティブシニアを対象にしたボランティア講座への参加を促進しましょう。
- ボランティア情報の提供や活動について、相談ができる地域のアドバイス役を育成しましょう。
- 他の自治会・町内会との相互連携・情報交換などに努めましょう。
- ボランティアやNPO活動などの各種団体同士の情報交換・意見交換の場を設けましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性 ボランティア・NPO活動の活性化

ボランティアやNPO活動への参加促進のための、啓発、人材育成を行うとともに、活動拠点の機能強化を図ります。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
アクティブシニア活動の促進【再掲】	アクティブシニアへの情報提供と活動促進を通じ、地域活動の活性化を図ります。	長寿介護課	市全域
子育てに関する人材育成【再掲】	子育てサポーター、読み聞かせボランティアなどの養成を通じ、ボランティアなどによる地域での活動を支援します。	こども未来館 図書館	小学校区
地域福祉活動を支える人材の確保・育成	地域福祉活動の担い手として、市民に対しボランティア活動への参加を働きかけるとともに、ボランティアの確保と人材育成に努めます。	社会福祉協議会	市全域
活動の支援拠点の活用促進	ボランティアセンター※と市民活動プラザにおいて、市民活動・ボランティア活動に対するサポート及び情報提供を行います。	市民協働推進課 社会福祉協議会	市全域
校区市民館の地域コミュニティ拠点施設機能の強化	地域コミュニティや市民活動団体が地域の課題解決などまちづくり活動を行う拠点として、安全・安心に利用できるような環境整備を行います。	市民協働推進課	小学校区
総合福祉センター・地域福祉センターの管理運営	地域福祉活動の拠点として、福祉活動を支援します。	福祉政策課	中学校区
ボランティア養成講座の充実【再掲】	市民がボランティアとしての知識、技術を学ぶため、各種ボランティア養成講座を実施します。	社会福祉協議会	市全域



基本目標4

必要な支援を受けられる環境づくり

取組みの方向（1） 総合的な相談体制の充実

身近な地域で気軽に相談ができるよう、民生委員・児童委員や地域の事業所、NPOなどと連携し、地域に密着した相談体制づくりを進めるとともに周知を図ります。

多岐にわたる複雑な問題を抱える相談者が増えているなかで、自治会、関係機関や団体などの地域活動による支援と公的なサービスとの連携を推進します。関係機関との連携強化により迅速かつ的確に問題が解決できる体制の整備に努めます。

数値目標

評価内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
「福祉カルテ※」登録件数(累計)	4,472件	4,800件
障害者(児)及びその家族からの相談件数(年間)	17,531件	18,000件

【市民の取組み】

- 各種相談窓口を把握し、困ったことがあった場合は有効に活用しましょう。
- 困っている人を把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ連絡しましょう。

【地域の取組み】

- 住民同士の連携を深め、身近な相談窓口などの情報を提供しましょう。
- 地域活動団体や福祉施設などでの相談機能を高めましょう。
- 住民に様々な福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用を呼びかけましょう。
- 身近な住民同士の支え合い活動に加え、民生委員・児童委員や自治会、地域の福祉施設、行政・社会福祉協議会と連携し、多様化する地域での相談ごとの対応に努めましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性 総合的な相談体制づくり

身近な地域で気軽に相談できる体制を強化するとともに、多様化する生活課題に対しては、関係機関とのネットワークを構築することにより問題解決を図ります。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
地域福祉サービスセンターの充実	総合相談窓口として、関係機関と連携しながら適切な相談業務を実施するとともに、ひとり暮らし高齢者をはじめ、今後支援を必要とする可能性のある人を「福祉カルテ」に登録し、適切な福祉サービスにつなげる基盤づくりに努めます。	社会福祉協議会	市全域
地域包括支援センターの運営	高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように総合的に支援します。	長寿介護課	中学校区
子育て総合相談窓口の設置	多くの子育て支援サービスの中からそれぞれのニーズに応じた適切な選択ができるよう、こども未来館に総合相談窓口を設置します。	こども未来館	市全域
地域における子育て支援の推進	保育園・幼稚園・認定こども園※を活用し、親子の交流活動及び子育てサークルなどの育成・活動支援、子育て家庭の育児への不安などについての助言・相談を実施します。	保育課	市全域
障害者の相談支援体制の強化・充実	とよはし総合相談支援センター※を中核として、研修などによる障害福祉サービス事業者等の資質向上に努めるほか、相談支援体制の強化、困難事例への対応、障害者虐待防止事業などを実施します。	障害福祉課	市全域
生活困窮者の早期把握	各種相談や訪問などを通じ、生活困窮状態にある市民の早期把握に努めます。	生活福祉課	市全域
生活困窮者への支援	経済的な理由などで生活に困難を抱えた人に対し、住居の確保、就労支援及び子どもの学習支援など、地域や関係機関との連携のもと、自立・社会参加に向けた支援を行います。	生活福祉課	市全域
生活課題に応じた関係機関のネットワークの構築	子ども、子育て中の人、高齢者、障害者などに関する様々な関係機関の連携を強化するとともに、相談窓口の周知を図ります。	長寿介護課 こども未来政策課 こども未来館 保育課 障害福祉課	市全域
成年後見制度の普及と利用支援 【再掲】	制度の周知を図るとともに、判断能力が不十分な人に対して、相談や市長申立ての費用助成などの支援を行います。また、地域住民自らが、制度を支える担い手になるよう、市民後見人の養成を推進します。	福祉政策課 長寿介護課 障害福祉課 社会福祉協議会	市全域

取組みの方向（２） 情報提供の充実

福祉サービスの内容や利用方法、サービスの利用につながる情報や各種イベントなどの情報を、時代やニーズに適応した情報提供ツールを活用し、情報を必要とする人に、正確に、わかりやすく提供できるよう努めます。

数値目標

評価内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
手話奉仕員養成研修修了者数（累計）	—	180 人
豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび※」へのアクセス件数（月平均）	—	17,000 件

【 市民の取り組み 】

- 広報紙やホームページなどから積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。
- 必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう。
- 情報入手が困難な人に対して、入手できるように手助けをしましょう。

【 地域の取り組み 】

- 地域住民同士で、福祉制度やサービスに関する情報を共有しましょう。
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報提供に努めましょう。
- 情報入手が困難な人を把握し、必要な情報が届けられるような仕組みをつくりましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性 情報提供体制の充実

制度や法律、福祉サービスなどの情報が、支援を必要とする人にいきわたるよう、多様な媒体や機会を活用した情報提供、発信体制の整備に取り組みます。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
子育て支援に関する情報提供の充実	多岐にわたる子育て支援情報を一元化し提供する「育なび」の内容の充実を図ります。	こども未来政策課	市全域
障害者への情報提供の充実	市役所などに手話通訳者を配置するとともに、会議や地域行事などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、音声・点字による広報紙を作成するなど、障害者への意思疎通支援・情報提供の充実を図ります。	障害福祉課 広報広聴課	市全域
外国人市民への情報提供の充実	市役所などに外国人相談員を配置するとともに、外国語によるパンフレット、ホームページの整備や「やさしい日本語 [※] 」の使用など、外国人市民への情報提供の充実を図ります。	多文化共生・国際課 関係課	市全域
利用者に配慮した情報発信の推進	福祉サービスや福祉制度の情報提供にあたっては、広報とよはし、ホームページ及びSNS [※] など各種情報提供ツールを活用し、利用者に配慮した効率的かつ効果的な手法での情報提供に取り組みます。	関係課	市全域
関係機関・団体と連携した情報提供体制の構築	自治会、市民活動団体、NPOなどと連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。	関係課	市全域
福祉サービスやボランティア活動に関する情報提供の充実	より多くの市民に広報誌を読んでもらうために、わかりやすく親しみやすい紙面構成に努めます。また、新たな情報媒体を活用した広報の展開に取り組みます。	社会福祉協議会	市全域



取組みの方向（3） 福祉サービスの充実

関係機関や団体と連携し、身近な地域での気軽な相談から専門的な相談まで、ニーズに応じた情報提供や相談体制を構築し、支援を必要とする人のサービス利用促進に努めます。

数値目標

評価内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
放課後児童クラブ [※] 設置数（累計）	67 か所	83 か所
福祉的就労 [※] から一般就労 [※] への移行者数及び就労支援事業所の利用者数の合計（年間）	712 人	800 人

【 市民の取り組み 】

- 必要に応じて、民生委員・児童委員などに相談し、自分にあった福祉サービスを活用しましょう。
- 福祉サービスについて意見や要望があれば、市役所や社会福祉協議会などの関係機関に相談しましょう。

【 地域の取り組み 】

- 福祉サービスを提供する事業者は、第三者評価[※]委員の設置や自己評価の実施に努めるとともに、サービスに対する苦情と解決についての情報を公開しましょう。
- 地域でサービスが必要な人を把握したら、サービスに結び付けることができる関係機関へつなげるように努めましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組み】

施策の方向性 サービスの質の向上

地域や福祉団体、事業者と連携しながら、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。

主な取組み	内 容	担 当	対象地域
介護保険サービスの充実	高齢者を対象とした福祉サービスの充実を図ります。	長寿介護課	東三河広域
民間保育園などの運営支援	良好な保育サービスなどの提供のため運営支援を行います。	保育課	市全域
子育て支援サービスの充実	保育園、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブなどにおける子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て家庭を支援する地域コミュニティづくりを促進します。	こども家庭課 保育課	市全域
障害福祉サービスの充実	障害者を対象とした福祉サービスの充実を図ります。	障害福祉課	市全域
民間社会福祉施設の運営支援	良好な福祉サービスの提供のため運営支援を行います。	福祉政策課	市全域
適切な福祉サービスの確保	適切な福祉サービスの確保のため社会福祉法人・施設への指導監査を実施します。	福祉政策課	東三河広域



第5章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部局との連携

本計画は、福祉、教育、交通、都市計画、防災など様々な分野にわたっています。

このため、地域福祉活動を推進する関係部局との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動団体、福祉事業関係者などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

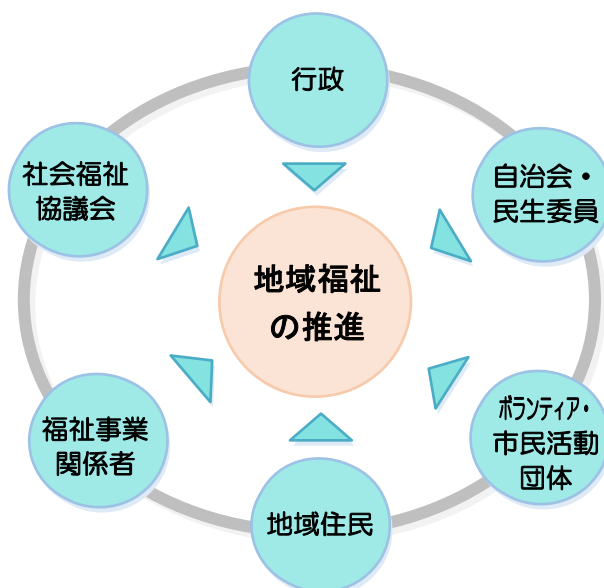
このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取組みを促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、地域に密着しながら、様々な事業を行っています。

本計画を推進するうえでも、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。そのため、社会福祉協議会と情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

《 協働による推進体制のイメージ 》



2 計画内容の広報・啓発

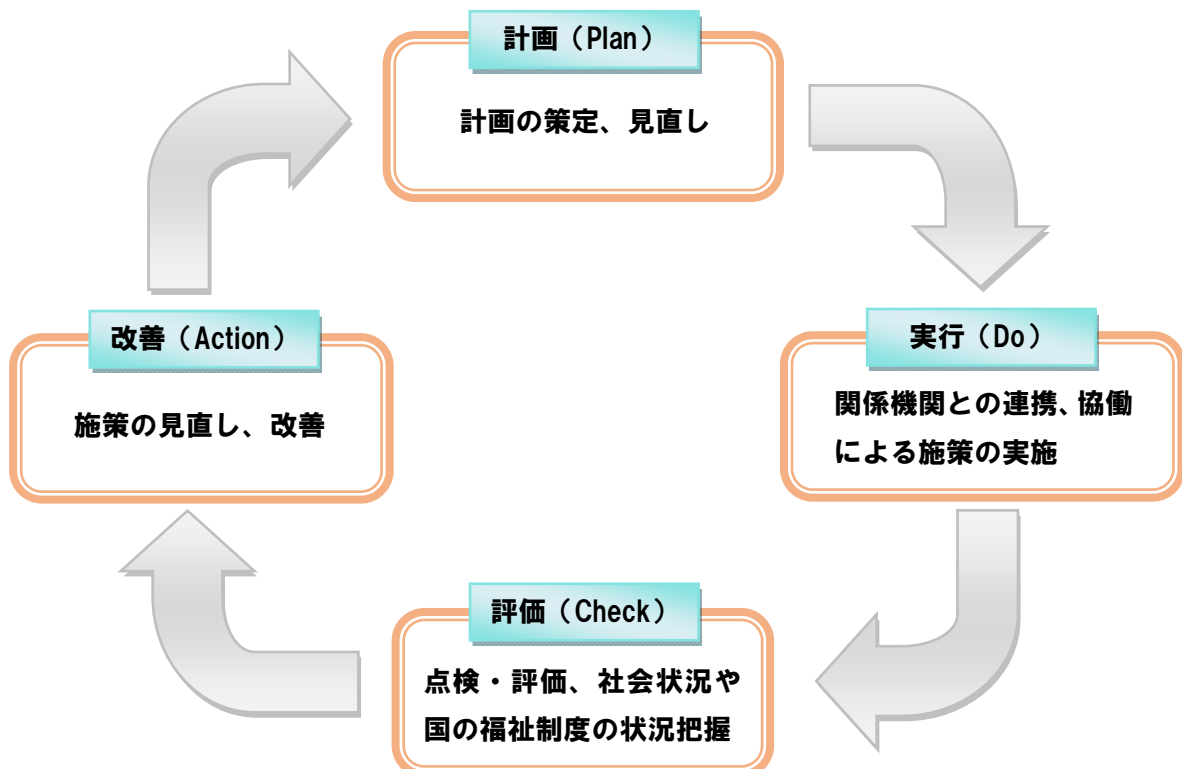
本計画の推進にあたっては、市民、関係団体、関係機関や民間サービス事業者などが一体となって取り組んでいく必要があります。それらの者が本計画の基本理念を共有し、地域福祉推進に主体的に取り組めるよう、計画の概要版を広く地域に配布するとともに、ホームページでの紹介、各種イベントにおける積極的な啓発活動など、様々な媒体や機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。

3 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握し、見直し・改善を行うなど適切な進行管理に努めます。

また、本計画は、「第5次豊橋市総合計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。さらに、重要な事項については「豊橋市社会福祉審議会」などに報告するものとします。

◀ 計画の進行管理 ▶



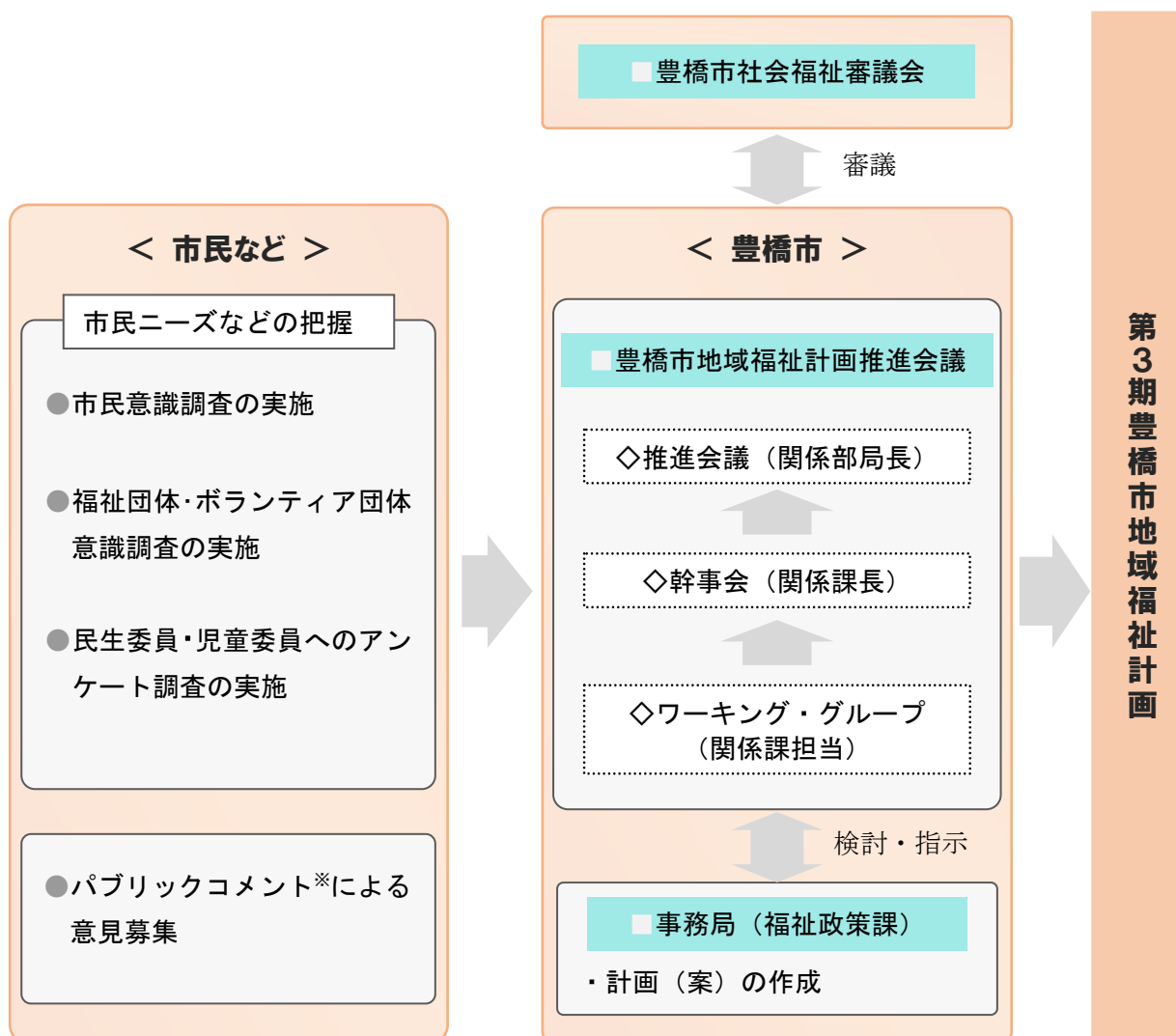
資料編

1 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民などの意識やニーズを把握するため、市民意識調査、福祉団体・ボランティア団体意識調査及び民生委員・児童委員へのアンケート調査を実施しました。

また、本計画は各分野の個別計画との関連が深いことから、庁内に「豊橋市地域福祉計画推進会議」を設置し、計画案の検討を行うとともに、学識経験者、社会福祉を目的とする事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う方などの委員で構成される「豊橋市社会福祉審議会」において審議をしていただきました。

◀ 計画策定の流れ ▶



2 策定経過

<平成26年度>

年 月 日	会議等	主な内容
平成26年6月5日	第1回幹事会	○第3期豊橋市地域福祉計画の策定について
平成26年7月8日	第2回幹事会	○アンケート調査について
平成26年7月17日	第1回推進会議	○第3期豊橋市地域福祉計画の策定について ○アンケート調査について
平成26年7月31日 ～8月19日		○豊橋市地域福祉に関するアンケート調査 (対象：市内在住の満15歳～80歳以下の男女3,000名) ○福祉ボランティア団体アンケート調査 (対象：豊橋市社会福祉協議会登録のボランティア団体172団体)

<平成27年度>

年 月 日	会議等	主な内容
平成27年5月7日 ～5月20日		○民生委員・児童委員アンケート調査 (対象：地区会長36名)
平成27年7月10日	第3回幹事会	○第3期豊橋市地域福祉計画(中間報告)について
平成27年7月16日	社会福祉審議会	○第3期豊橋市地域福祉計画(中間報告)について
平成27年7月23日	第2回推進会議	○第3期豊橋市地域福祉計画(中間報告)について
平成27年11月17日	第4回幹事会	○第3期豊橋市地域福祉計画(素案)について
平成27年11月25日	社会福祉審議会	○第3期豊橋市地域福祉計画(素案)について
平成27年12月3日	第3回推進会議	○第3期豊橋市地域福祉計画(素案)について
平成28年1月25日	市議会 福祉教育委員会	○第3期豊橋市地域福祉計画(素案)について
平成28年2月1日 ～3月1日		○パブリックコメントの実施
平成28年3月11日	第5回幹事会	○第3期豊橋市地域福祉計画(案)について
平成28年3月11日	第4回推進会議	○第3期豊橋市地域福祉計画(案)について

3 豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の理念に基づき、社会福祉を地域で実現するため、豊橋市における地域福祉計画の策定及び地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、豊橋市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 地域福祉計画の立案
- (3) 地域福祉計画の推進に関する重要事項の調査検討及び調整
- (4) 地域福祉計画における各事業の検証及び評価
- (5) その他目的達成に必要な事項の検討

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 推進会議は、会長が招集する。

4 会長は、会務を総理する。

5 推進会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(社会福祉審議会)

第4条 推進会議は、地域福祉計画の策定及び推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて社会福祉審議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は次の事項を所掌し、幹事長は、推進会議に必要な資料を提出する。

- (1) 地域福祉計画の計画素案の作成
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進に関する必要事項の調査検討

3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。

4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 ワーキンググループは次の事務を所掌し、リーダーは幹事会に必要な資料を提出する。

- (1) 地域福祉計画の策定に必要な基礎的な調査研究

3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。

4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

推進会議

役 職	職 名
会 長	福祉部長兼福祉事務所長
副会長	総務部長
委 員	危機管理監
//	財務部長
//	企画部長
//	文化市民部長
//	こども未来部長
//	健康部長兼保健所長
//	建設部長
//	都市計画部長
//	教育部長

別表第2

幹事会

役職	職名
幹事長	福祉政策課長
幹事	防災危機管理課長
//	政策企画課長
//	市民協働推進課長
//	長寿介護課長
//	障害福祉課長
//	生活福祉課長
//	こども未来政策課長
//	こども家庭課長
//	保育課長
//	健康政策課長
//	健康増進課長
//	教育委員会生涯学習課長

別表第3

ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	福祉政策課課長補佐
スタッフ	防災危機管理課職員
//	政策企画課職員
//	市民協働推進課職員
//	福祉政策課職員
//	長寿介護課職員
//	障害福祉課職員
//	生活福祉課職員
//	こども未来政策課職員
//	こども家庭課職員
//	保育課職員
//	健康政策課職員
//	健康増進課職員
//	教育委員会生涯学習課職員

4 用語の説明

あ行

赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた保護者が無料でおむつ替えや授乳のできる施設・店舗の愛称。

アクティブシニア

主体的、積極的に生きがいを持って活発に活動する 50 代半ば以降のシニア層。

育なび

豊橋市の子育てに関する情報をまとめたポータルサイト。妊娠期から子どもが 18 歳になるまでの子育てに役立つ情報のほか、子育てに関わる事業者向けの情報も提供している。

一般就労

障害者が一般の企業等で就労すること。

SNS

social networking service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのこと。例えば、Twitter や Facebookなどを指す。

NPO

Non Profit Organization の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

か行

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

高齢者等見守りネットワーク

ライフライン事業者をはじめとした地域の事業者が、通常業務を行う中で見守りを行う取組み。

コミュニティバス

交通事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において、その地域住民が主体となって日常の移動手段として確保する乗合型の公共交通のこと。

さ行

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点となるもの。被災地二
ーズの把握、ボランティアの受け入れなどを活動内容とする。

サロン活動

身近な地域で、市民やボランティアなどが協働で企画・運営している仲間づくりの活動。高齢者や
子育て中の人、障害者などの交流の場として活用されている。

市民活動プラザ

市内で活動しているボランティア・市民活動団体に関する情報を収集し、広くその情報を提供する
とともに、活動の支援、活動に対する意識啓発や交流の推進などの事業を行っており、市民センタ
ー「カリオンビル」内にある。平成 19 年度に豊橋市ボランティア情報センターから名称変更して
いる。

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がない
場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約な
どの法律行為を行う。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、市民やボ
ランティア、民生委員児童委員、福祉、保健などの関係機関・団体、行政機関とともに活動を進め、
市民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や民間性を発揮した福祉サービスの企画を実施
している。

社会福祉法

昭和 26 年に制定された、わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的
や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、
社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

成年後見支援センター

成年後見制度の総合相談窓口として、総合福祉センター（あイトピア）内に開設し、相談、親族後
見人への支援、普及・啓発、法人後見の受任を実施している。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な成年者に対し、財産管理や身上監護などにより保護・支援するための制度で、補助・保佐・後見の3類型がある。

総合福祉センター

豊橋市の地域福祉活動の拠点として、ボランティア活動を支援するためのボランティアセンター、障害者の生活支援のための軽作業訓練室のほか、市民サロンやファミリーサポートセンターなどがある。

た行

第三者評価

公正・中立な第三者機関が専門的、客観的立場から福祉サービスを評価し、情報提供すること。

地域福祉センター

福祉ニーズに応じた各種相談、情報の提供、サービスの受付・調整・実施といった在宅福祉の総合的なバックアップを実践する地域の拠点として、市内に4か所設置されている。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制。

地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としている。

地区コミュニティ

共同の近隣生活を営む地区住民が連帯意識を高め、生活文化の向上及び社会福祉の増進を図る活動を実施している組織。

D V

Domestic Violence（Domestic= 家庭内、Violence= 暴力）の略。家庭内に限らず親密な関係にあるパートナーから受ける身体に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動や行動のこと。

出前講座

市役所のことやまちづくりについて学習してみたいというグループや学校のもとへ市役所の職員などが講師となって直接出向き、話をするシステム。

とよはし総合相談支援センター

障害者が身近な場所で安心して生活を営むため、就労支援をはじめ総合的な相談業務を行う基幹型相談支援センター。総合福祉センター内で実施している。

豊橋ほっとメール

災害時に強いと言われているインターネットを携帯電話で利用することにより、災害時及び緊急時の正確な情報を入手することができるようにするもの。日本語、英語、ポルトガル語、中国語、やさしい日本語で配信を行っている。

な行

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法などを理解して、認知症の方やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

は行

パブリックコメント

行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めること。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧などにより行う。

バリアフリー

身体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境のため、バリア（障壁）を除去すること。段差などの物理的な障害だけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者

災害などにより避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。災害時要援護者とも呼ばれる。

福祉カルテ

世帯（個人）の同意を得た上で、ひとり暮らし高齢者をはじめとした、今後支援を必要とする可能性のある方の生活状況や緊急連絡先、かかりつけ医などの情報を記録したもの。

福祉的就労

一般就労に対し、障害福祉サービス事業所での就労や、就職を目指した訓練を行うこと。

放課後児童クラブ

昼間家庭に保護者のいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るもの。

ボランティアセンター

市民参加によるボランティア活動を通して福祉のまちづくりを進めるため、総合福祉センター（あいつピア）内に設置し、ボランティアについての相談や情報提供、活動室・機材の貸出、ボランティアネットワーク事業の推進、ボランティアの養成・研修事業を進めている。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動のほか、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談・支援活動を行っている。

や行

やさしい日本語

日本人が普段話す日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的特徴、言語などの違いに関係なく、はじめから全ての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりをおこなっていかうという考え方。

要介護・要支援認定者

要介護（要支援）状態にあると認定された介護被保険者をさし、要介護 1～5、要支援 1・2 の区分がある。一般的に、要介護状態とは、寝たきりや認知症などで常時介護を要する状態、要支援状態とは家事や身支度などの日常生活に支援を必要とする状態をいう。

第3期豊橋市地域福祉計画

平成28年3月

発行:豊橋市

編集:豊橋市福祉部福祉政策課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL:0532-51-2355 FAX:0532-56-2813



とよはし福祉
シンボルマーク

